

第1日目(7月16日)

議長(峠 佳一君) おはようございます。ただいまから平成21年第2回南魚沼市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は28名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

なお、角谷英一君より家事都合により10分ほど遅刻の届が出ております。また教育長から公務出張のため欠席の届が出ております。これを許します。

(午前9時30分)

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、議席番号3番・宮田俊之君、及び議席番号4番・高橋郁夫君の両名を指名いたします。

(「了解しました。」の声あり)

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本臨時会の会期については去る7月8日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては本臨時会の会期は本日7月16日の1日間としたいと思っておりますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日7月16日の1日間と決定いたしました。

議長 これより故上村一郎議員の追悼を行います。故上村一郎議員は去る6月21日午前8時35分ご逝去されました。まことに痛惜の極みでございます。ここで故上村一郎議員に謹んで哀悼の意を表しますとともに、ご冥福をお祈りし、1分間の黙とうをささげたいと思っております。全員のご起立をお願いいたします。黙とう始め。

(黙とう)

黙とうを終わります。ご着席ください。

議長 次に追悼演説を行います。議会を代表いたしまして駒形正博君をお願いいたします。登壇してお願いいたします。

駒形正博君 追悼の言葉。ここに私は皆様のお許しを得て上村一郎議員の御霊に対し、南魚沼市議会を代表し謹んで哀悼の言葉を申し上げます。

上村議員は昭和13年4月26日に旧五十沢村大字畔地に生を受けられました。上村さん、私は今あなたが24年2カ月間という長きにわたり活躍された六日町の議場、今は南魚沼市議会の本会議場の壇上に立っています。あなたの議席にあなたはいません。私にとって唯一の先輩であったあなたがここにいないことを、改めて認めざるを得ません。

六日町議会議員であったあなたに、大和町議会議員であった私が初めて議員としてお会いしたのは、私が南魚広域事務組合議会議員に2回目の当選をした平成8年12月でした。それから六日町と大和町の2町の合併があり、そして塩沢町との合併もなされ、平成18年3

月をもって南魚広域連合が解散するまで9年4カ月の間、あなたからたくさんのご指導をいただきました。本当にありがとうございました。

この9年4カ月の中で私は今まで、いや、一生忘れられない事件がありました。それは金城の湯、温泉掘削入札結果に議会議決が必要な事件でのことです。あなたは執行部に対しこの結果よりも、この入札結果よりも経過に問題がある。議会として認めるわけにはいかない、と敢然と立ち向かいました。そしてあなたは私にこう言ったのです。駒形さん、我々は与党だ。与党だからこそ執行部の過ちは我々が正さなければならないのだと。同志を集めて否決しようと言いました。そして結果は反対多数で否決されました。私は20年間の議員生活の中で執行部提出案件を自分が反対にまわって否決したのはこの1件のみです。この1件はあなたのおかげで、執行部に対し議会の権威が示された事件として、私は一生忘れることができせん。

上村さん、あなたは正義感が人一倍強く温厚誠実、清廉潔白な性格を身上として、卓越した見識と指導力は高く評価され、我々南魚沼市議会の誉れであります。昭和60年5月、六日町議会議員に初当選以来24年2カ月間の中で、社会厚生常任委員会委員長、議会運営委員会副委員長、産業経済常任委員会副委員長と数えれば10指に余る数々のご功績は、必ずや長く後世に語り継がれるものと信じております。

今年10月任期満了に伴う選挙にも出馬の意欲を示されていたあなたが、志半ばにして逝かれたことを思い、ここに心からご冥福をお祈り申し上げます。残された私たちはあなたのご遺志を呈し、南魚沼市発展のために全力を傾注することをお誓い申し上げ、追悼の言葉といたしたいと思っております。平成21年7月16日、南魚沼市議会議員、駒形正博。

議長 以上で追悼演説を終わります。

ここで故上村一郎議員のご遺族様が退席されます。その場でご起立の上、お見送りを願います。

(ご遺族様退席)

ご着席ください。

議長 暫時休憩をいたします。再開は9時50分といたします。

(午前9時36分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時50分)

議長 日程第3、諸般の報告及び監査結果の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

議長 日程第4、第75号議案 工事請負契約の締結について(五十沢地区統合小学校建設(建築)工事)を議題といたします。

議長 お諮りいたします。本議案の提案理由説明は市長の代わりに担当部長としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本議案の提案理由説明は担当部長による説明といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 75号議案、工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。議案表題にありますように平成21年7月2日、制限付き一般競争入札に付しました統合第2号、五十沢地区統合小学校建設（建築）工事の工事請負契約につきまして、議会のご同意を賜りたいものであります。

本事業の経過でございますが、平成19年から統合に向けた準備を進めてきておりまして、築43年ほどとなります五十沢小学校、築24年の西五十沢小学校について小学校統合、中学校の併設の方針を、地元の五十沢地区教育を考える会などで協議、確認の上、進めてきたものであります。

昨年度に設計業務を完了いたしまして工事発注に至ったものであります。今年の3月定例会において校名を五十沢小学校とし、五十沢中学校敷地内に併設して平成23年4月1日から施行ということで市立学校設置条例の一部改正をご決定いただいているところでございます。

議案でございますが、1の契約の名称は統合第2号、五十沢地区統合小学校建設（建築）工事でございます。2の契約の方法は制限付き一般競争入札でございます。3の契約金額は6億6,045万円でございます。4の契約の相手方は伊米ヶ崎・島田・阿部・山崎特定共同企業体。代表者を伊米ヶ崎建設株式会社とし、構成員が株式会社島田組、阿部産業株式会社、株式会社山崎組の4社によるJVでございます。

工事概要について8ページをご覧ください。本工事は完成期限を23年の3月15日とする平成21年度、22年度の2カ年継続工事でございます。1の工事名称、2の工事場所、3の構造規模、4の建築面積、5の床面積、6の外構その他は、それぞれ記載をされておりますのでご覧をいただきたいというふうに存じます。

図面について若干ご説明を申し上げます。9ページは配置図でございます。10ページが校舎棟1階の平面図でございます。図面中央下が児童、職員玄関でございます。入りまして右が保健室、左が乾燥室。図面の上の方に移動しまして右が職員室と校長室。左に多目室が配置をされ、図面上部に矢印がございますが、そのところを渡りまして中学校につながっているということになっております。

次に11ページ、校舎棟2階平面図でございます。普通教室63平米余りが下段に3教室、上の方にいきまして左に図書室、右に多目的室、普通教室が配置をされております。

12ページをご覧ください。3階平面図でございます。図面下段に普通教室が3つ、上の方にいきまして左が音楽室、右が理科室ということでございます。

次に13ページでございます。体育館棟の平面図でございます。460平米ほどのアリーナとステージが器具庫、更衣室、トイレなどとともに配置をされてございます。

14ページでございますが、全体の南側及び北側の立面図でございます。15ページは校舎棟の西側、東側の立面図でございます。16ページには体育館の西側及び東側の立面図が

ございますのでご覧をいただきたいと思います。

7ページに戻っていただきます。入札調書でございますが、5つの特定共同企業体から応札がございましてその結果、伊米ヶ崎それから島田・阿部・山崎特定共同企業体が税抜きで6億2,900万円、落札率89.75で落札となったものであります。

3ページから6ページまで仮契約書の写しが添付をされていますのでご覧をいただきたいと存じます。

なお、本件に付随する工事の状況でございますが、統合第3号、これは五十沢地区統合小学校建設の電気の部分でございます。7つの特定共同企業体の応札がございましたが、富山・石丸・野上特定共同企業体が税抜きで7,190万円、落札率で95.7パーセントということでございますし、統合第4号の建設機械工事でございますが5つの特定共同企業体の応札がございました。サドヤ・角田特定共同企業体が税抜き6,440万円、落札率97.35パーセントということで結果が出ておりますのでご報告を申し上げます。

以上で議案の説明とさせていただきます。よろしくご決定いただきますようお願いを申し上げます。

議長 質疑を行います。

宮田俊之君 考え方をちょっと教えていただきたいのですが、最近小学校等々で見えますと、生まれつき障害を少し持っているお子様方が大変率的に増えているのではないかなという思いがいたします。その中でちょっと図面の細かな見方が分からなくて恐縮なのですが、もしもそういった階段の上り下りが不自由な児童さんといいますが見込まれたとか、見込まれるようなケースの場合に、この学校についてはどういう対応をして、この地域についてはどういう対応をしていくのかという点について、ちょっと教えていただきたいと思います。

学校教育課長 今の件についてお答えします。ページ10ページの図面をお開きください。この部分に給食配せん用のエレベーターということで身障者兼、人が乗れるエレベーター、13人用のエレベーターを設置しております。このエレベーターで対応していきたいと思っております。以上です。

牧野 晶君 最初はここのところないなという思いがあるのですが、一時期学校に不審者とかそういう対応が非常に強く言われておりまして、また今現在もそういうふうな傾向あるわけですけれども、今回、玄関のわきの入り口に保健室があるわけですけれども、不審者の入りとか訪問者の入りはここでしっかりと見ていられるという考えなのか、どういうふうな。例えば職員室を玄関わきに置くというのも一つの案だなんて、よく昔は説明もされていたりもしていたわけですけれども。テレビなどですが、こちらの議会ではないところに関してはインターフォンや云々などという説明がされたわけですけれども、そういう点についての安全面の確保という点はどういうふうになっているのかと。

あと学童はこの多目的室でやるということになっているのですか。どういうふうになっているのか、ついでなのでお願いします。

学校教育課長 安全面については今、全市で行っていますオートロックということで、玄関にかぎをかけさせていただきます。ということでインターフォンで教務室とつながりまして、そこでかぎが開くというかたちになっております。今ほど言われましたように保健室にも養護の先生がいますから、そこからも十分見られるというふうになっております。

それで夜間については警備保障ということで、工事の中に警備保障と打合せしながら、その設備を入れる対応になっております。

それと学童については、今のところ中学校の体育館のミーティングルーム、図面でいいますと9ページ。配置図の中に中学校の図面、色の塗った図面がありますが、この1階の部分の武道場の前。武道場の入り口に入って右側の部屋がありますもので、これを学童ということで今のところ中学校と協議しておりますし、地元でもここならいいだろうということに協議が進んでおります。以上です。

佐藤 剛君 大きな発注でこういう経済情勢の中、大変いいと思うのですが、一つ確認したいと思うのです。前々から障害者の授産施設といいますが、そういう就業の何かタイルみたいなそういうものを、新たな建築のときにできるだけ用いたいという考え方もあったわけなのですが。今回この小学校の建設の中へ、そういう障害者の製品みたいなものを取り入れる考えを盛り込んでいるかどうか、ちょっと確認したいと思います。

学校教育課長 それでは図面9ページ、先ほどの配置図の部分をお開きください。それで小学校の正門については、市営住宅の方から計画しております。この部分に今、正門を計画しておりますして、正門に芸術的なというかそのタイルを張るような、これから地元、学校と協議しながら張るという計画がありますから、その中で授産施設の、上町の保育園でも使いましたタイル等を決まったわけではないですが、検討の中に入れていきたいというふうに思っております。以上です。

岩野 松君 ちょっと戻った質問をして申し訳ありませんけれども、五十沢小学校は確か危険校舎の指定を昔に受けて、速やかにこういう結果が出たというふうに私は認識しているのですが。この学校ができるまでは五十沢小学校で、今の児童たちは教育を受けると考えられるのですが、危険校舎というものの規定をもう1回お聞かせいただきたいのと、何かあったときはどうなるのかお聞かせください。

学校教育課長 以前にもご説明しましたように五十沢小学校については、3階部分の構造体が地震に耐えきれないということで、補強する場合ですね。それでこの事業に入ったわけです。それで今ほど言われるように安全面からの考え方ですが、より急いで新しい校舎に入れるのと、既存の校舎に入れておく時点での考え方なのですが、2つの大きな地震を経ているということ。それともう1点、建物の崩壊というのは、主要な構造部にき裂が入った場合、崩壊というふうにとるのです。鉄筋コンクリート造には柱、壁等があったときに、いずれ全国のRCの建物を見たときに、それが全部崩れて中にいた子供たちが亡くなったという事例はありませんもので、柱、壁、はり等にクラックが生じるので守れるということで、一挙に建物が解体するというところまでは考えておりません。大丈夫だろうという判断でこの2

年間しのげるというふうに判断しております。以上です。

笛木信治君 工事のことではないのですけれども、入札業務に関連してちょっとお聞きしたいのですが。この工事に限ったことではないのですけれども、いわゆる建設労働者の退職金制度というものがあるわけで、これはそれぞれの労働者が退職金手帳というのを持っていて1日働くとそれに証紙を張ってもらうという仕組みになっています。

聞いてみますとそういう手帳を持っている労働者というのは非常に少ないのです。持っていて例えば職場が変わってその職場でその手帳を示すと、いや、うちではそれやっていませんから、というような回答でなかなか証紙を張ってもらえない。この証紙を張ってもらうと大体30年前後勤めた労働者が退職するときに、数百万円の退職金がもらえるということで、非常にいい制度ということで歓迎をされているのですが。

普通官公庁の入札の中では、一般管理費の中にその証紙代として例えばそこで1,000人の労働者が働くとすれば1,000人分の証紙が、その一般管理費の中に積算されるわけです。したがってこういう大きな工事になると、もちろんこの4社だけでやれるわけではなくて、いろいろな下請や1次2次と入ってくると思うのですけれども、下請の場合には証紙代は金でもらうのではなくて、証紙でもらうということになっているのです。

そういう指導がきちんとやはり入札業務に対してやられているのか、いないのか。ちょっと分かりませんが、どうも末端の労働者の間では、そういう手帳を持っている労働者とか、あるいはきちんと張ってもらっているとか。あるいは下請の皆さんは証紙代について、お金ではなくて証紙でもらってますかと聞くと、やはりそうでもないというようなことがあったりして、徹底していないように思うのですけれども。入札に際してそういう指導というのはどのようにおやりになっているか、お聞かせ願いたいと思います。

総務部長 制度としては私も見たり聞いたりしたことがございますが、私どもの方は、はい加入をしてください、というような勧めはいたすことにはなろうと思いますが、それを指導・監督する部分ではございませんので、労働局の方が担当になるのでしょうか。社会保険庁が所管になるのでしょうか。わかりませんが、そちらの方のご指導によるということだと思います。私どもの方では勧めるというかたちはすると思いますが、指導あるいはチェックをするということはやっておりません。

笛木信治君 私は総務部長がそういうことでは非常に心細いと思うのです。これはわざわざ下請代金を渡す場合に、その証紙代はお金で渡さないというところまでも政府では指導しているわけです。指針がきているわけです。それは当然証紙で渡すと。そのことによって他へ使われるのを避けるわけですけれども。そうして建設労働者の退職金を保証してやろうという、そこまで話が詰まっているわけですから、私はやはり地方自治体が、入札業務ではきちんとそこは一般管理費の中に証紙代がちゃんと含まれているわけですから。それは証紙以外のものに使ってはいけないということをきちんと指導して、この工事では証紙代、一般管理費の中にこういう証紙代というのが含まれていますから、きちんとやってくださいというくらいのことはきちんとやるべきだと思うのですけれども。どうでしょうか。

総務部長 先ほど申し上げましたように制度自体は承知しておりますが、どこが所管をしているかというのをちょっと承知しておりませんので、ご意見を検討してみたいと思います。以上でございます。

議長 ほかにありますか。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております第75号議案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第75号議案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長 第75号議案の討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 裁決いたします。第75号議案、工事請負契約の締結について(五十沢地区統合小学校建設(建築)工事)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第75号議案は原案のとおり可決されました。

議長 本日の日程は全部終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

平成21年第2回南魚沼市議会臨時会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

(午前10時08分)